

R8 健保健第 1210 号

令和 8 年 5 月 25 日

特定非営利活動法人禁煙みやぎ

理事長 山本 蒔子 様

仙台市健康福祉局保健衛生部長

回答書

令和 8 年 5 月 12 日付「受動喫煙防止条例の制定を求める要望書に対する再要望及び回答依頼書」に対し、回答いたします。

受動喫煙に関しましては、健康への影響が明らかになっている一方、喫煙をされる方が一定程度いらっしゃる現状を踏まえ、市民、事業者や関係団体、市が一体となって防止に取り組んでいく必要があると認識をしております。

健康増進法では、望まない受動喫煙をなくすこと、また影響が大きいこども、患者等に特に配慮することを基本的な考え方としており、本市におきましては受動喫煙防止対策ガイドラインを策定するとともに、イエローグリーンキャンペーンへの参加など、たばこの煙の影響への配慮に関する啓発などを行ってまいりました。当該ガイドラインにおいては、屋外であっても、公園や通学路等のこどもが多く利用するような公共的な場所については、喫煙マナーの遵守など、受動喫煙防止のための配慮が必要と定めております。

引き続き、ガイドラインが目指す、たばこによる健康影響から市民を守り、健康で快適に過ごすことができる、「受動喫煙防止」のまちづくりの姿を市民の皆様と共有しながら、取り組みを進めてまいります。